

第2回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和2年7月31日（金）

場所 市役所4階 大会議室

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について

議第2号 農地法第4条許可申請について

議第3号 農地法第4条許可処分取消申請について

議第4号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

議第5号 農地法第5条許可申請について

議第6号 柏崎市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について

報第1号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について

その他 8月総会の会議開催予定日時

第3回総会を8月31日（月）午後開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田事務局長

皆様お疲れ様でございます。新任委員さんは今日午前の勉強会から引き続き出席ということでお疲れとは思いますが、第2回目の総会を開催させていただきます。皆様のお手元に、大事な身分証明である農業委員手帳を置きました。写真は間違いがないか確認をいただき、違う人のものと入れ間違えたということが無いか、今一度中身をご確認ください。また、手帳の裏表紙のところに記名をする所があるのですが、ほとんどの方がこちらに記名をされていない状況です。身分証明書は挟み込んであるだけですので、手帳と一体化するためにもお名前と住所を書いていただきたいと思います。

それでは、これより第2回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしく申し上げます。

石塚会長

皆様、大変お疲れ様でございます。新規の委員さんにつきましては午前中から勉強会ということですが、もうしばらくお時間をいただきたいと思いますと考えております。

巷では新型コロナウイルス感染が広まり、また長雨による心配が出てきますし、この後晴れるにしても高温になるというような予想もされています。それからこれは私事かもしれませんが、イノシシが今年は非常に多く出没しており、なかなか電気柵の設置までは間に合わない所もありまして、これからの心配事となっております。

それら色々不安な材料がありますが、皆様方におかれましてはご用意、ご準備をいただきまして、無理のない収穫となるよう心から期待を申し上げます。

それでは着座にて失礼いたします。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願います。

霜田事務局長

事務局です。委員数は 19 人であります。本日欠席報告は 2 人、現在の出席委員数は 17 人で、過半数であることをご報告致します。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 2 回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、2 番 灰野 善栄委員、18 番 阿部 隆一委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局に説明を求めます。

山崎局長代理

はい、事務局でございます。それでは、議案書1ページをご覧ください。議第1号農地法第3条許可申請についてご説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10aあたりの価格の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 高柳町石黒字八百刈〇〇番〇 外5筆 田 972 m²。高柳町石黒〇〇番地〇〇 〇〇。大字安田〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号2 西山町浜忠字権現堂〇〇番〇 外2筆 田 175 m² 畑 340 m² 計515 m²。大字下田尻〇〇番地〇 〇〇 〇。西山町浜忠〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の1ページをご覧ください。案件であるNo.1 及びNo.2 それぞれについて、地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の阿部係長、局長代理山崎が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号ないし第7号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

質疑がなければ終了いたします。議第1号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 比角二丁目字古見野〇〇番〇 外 1 筆 畑 219 m²。埼玉県所沢市小手指町三丁目〇番地 〇〇〇〇〇〇〇-〇〇 〇〇 〇〇。貸駐車場。第 3 種でございます。申請地は、既に駐車場敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうへで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 4 条許可処分取消申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 4 条許可処分取消申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字森近字前川原〇〇番〇 畑 427 m²。大字森近〇〇番地 〇〇 〇。当初住宅を建築する予定でいましたが、これを取り止め、そのまま農地として利用するものです。第 2 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可取消申請書類審査結果一覧表 4 ページ上段のとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を取消処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 3 号の申請案件を取消処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 松波二丁目字下ノ島〇〇番〇 畑 284 m²。松波一丁目〇番〇号 〇 〇 〇 外 3 名。城塚〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。当初計画者の住宅を建築する予定でしたが、これを取り止め、承継者の住宅を建築するものです。第 3 種でございます。議第 5 号第 5 条許可申請 申請番号 5 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表 5 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「議長」との声あり —

No.2 灰野 善栄委員

最初の 5 条許可申請はいつ頃受けたのでしょうか。どの程度の期間があって、〇〇さんに承継するようになったのか教えてください。

阿部係長

当初、〇さんが受けた 5 条許可は平成元年 6 月 21 日です。その際は贈与で受けて、転用目的は一般住宅でした。以上です。

議長

灰野委員、よろしいでしょうか。

No.2 灰野 善栄委員

はい。わかりました。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 5 ページをご覧ください。議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 長浜町字西江〇番 田 267 m²。長浜町〇番〇号 〇〇 〇〇〇 外 2 名。半田一丁目〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 2 大字与三字大峰〇〇番〇 畑 9.53 m²。大字与三〇〇番地 〇〇 〇〇。大字与三〇〇番地 〇〇 〇。通路敷。第 2 種でございます。申請地は、既に通路敷として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めているものです。

申請番号 3 大字上輪新田字下中道〇〇番 田 231 m²。横浜市旭区今宿東町〇〇番地 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号 〇〇 〇〇。大字上輪〇〇番地 〇 〇 〇。資材置場。第 3 種でございます。申請地は、既に資材置場として利用されており、

今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 4 大字畔屋字蒲崎〇〇番 畑 181 m²。新潟市西区寺地〇〇番地〇 〇〇 〇〇。大字畔屋〇〇番地〇 〇〇 〇。倉庫。第 2 種でございます。申請地は、既に倉庫敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 5 松波二丁目字下ノ島〇〇番〇 畑 284 m²。松波一丁目〇番〇号 〇 〇 〇 外 3 名。城塚〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。議第 4 号第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 6 大字与板字鴨田〇〇番〇 外 3 筆 田 492 m² 畑 91 m² 計 583 m²。大字与板〇〇番地 〇〇 〇。東京都練馬区早宮一丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。カーポート。第 2 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 6 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

阿部係長に確認をします。

申請番号 3 農地区分について第 3 種との説明でしたが、議案書には第 2 種と書かれています。

阿部係長

申し訳ありません。第 2 種です。

議長

第 2 種ということでご確認をお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「議長」との声あり —

No.2 灰野 善栄委員

説明の中で、始末書を提出の上、追認許可とあったのですが、その方の常習性ということとは認められますか。あるいは過去において始末書調査一覧表というものはあるものでし

ようか。

阿部係長

今回受けた方々については今回が初めての方です。常習性があるのだとしたら、その時は然るべき対処を取るつもりでおります。

No.2 灰野 善栄委員

もう一点、過去にも始末書を出した、常習性があるというような名簿は持っていますか。

阿部係長

名簿はありません。過去の違反転用にある状態のものはファイルに留めてあります。引継ぎとして、そのように対処しております。

No.2 灰野 善栄委員

はい。了解しました。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.12 小俣 立史委員

申請番号 2 番の譲渡人の住所を与三と説明されたようなのですが、議案書では茨目で、議案書のほうが正しいのでしょうか。

阿部係長

議案書が正しいです。譲渡人は茨目で譲受人が与三です。申し訳ありませんでした。

No.12 小俣 立史委員

はい。わかりました。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 6 号 柏崎市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。議第 6 号 柏崎市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について、ご説明申し上げます。

前回の本基準の変更については、平成 28 年 11 月であり、3 年半近く経過していることから、まずこの変更の対象となる農地移動適正化あっせん基準と農地移動適正化あっせん事業の概要を簡単にご説明申し上げます。

農地移動適正化あっせん事業は農業委員会法及び農振法の規定に基づき、農業委員会が実施する事業です。農業委員会が農地の売買や貸借を希望する農家の間に立ってあっせんをし、農業経営の規模拡大などに向け、農地等の権利移動を方向付けます。対象となる農地や農家などの要件をあっせん基準として作成しているものです。そして今回の変更案は、令和 2 年 4 月 1 日から施行された国の通達及び通知の一部改正を踏まえたうえでのものとなります。次に変更の内容を申し上げます。まず、農地利用集積円滑化団体に係る規定が削除されております。次に経営体育成支援事業が令和元年度から強い農業・担い手づくり総合支援交付金に統合されたことから、それに伴う経営体育成支援事業の文言が削除されております。そして今ほどの削除に伴い、条文上の文言の整備を行っております。今ほど申し上げた内容は議案書の 7 ページについております新旧対照表のとおりです。修正の箇所を下線で示してありますし、その次 9 ページにあるあっせん基準（案）の該当の条文第 3 条・第 4 条・第 5 条のところに、加えるべきものには下線、削除すべきものには二重取り消し線で掲載をさせてもらっています。

以上申し上げましたとおり、形式的な基準の変更です。これまでの実質的な運用に変更はありません。また、この変更にあたり関係機関の意見を聞くことになっております。こ

の度も新潟県柏崎農業普及指導センター、柏崎市、柏崎土地改良区、柏崎農業協同組合の4者にお尋ねをし、いずれも意見がない旨の回答を得ております。なお、この基準は農業委員会の総会の議決を得られたら、その後新潟県知事へ認定申請を行い、認定を受けることによって効力を有するものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第6号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第6号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「報第1号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）」について事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。「報第1号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）」について、ご説明いたします。議案書14ページから29ページをご覧ください。農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧のとおり報告いたします。県による公告を経て8月29日に新たな耕作者へ権利の移転がされるものでございます。

以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

んか。

－「なし」との声あり－

議長

報第1号の報告を終了いたします。

議長

その他の事項について事務局からお願いします。

霜田事務局長

お手元の「第2回農業委員会総会（R2.7.31）事務局事務連絡」をご覧ください。

1 今後の予定（別紙参照）

・第24期柏崎市農業委員会 農地利用最適化推進委員「辞令交付式」

8月3日（月）13時30分から 柏崎市役所本館4階 大会議室

会長と職務代理者には出席をお願いします。

・新規農業委員・推進委員研修会

8月11日（火）13時30分から16時30分 柏崎市役所本館4階 大会議室

日と場所の変更の連絡はさせていただきました。県農業会議が主催する研修会で、糸魚川市、刈羽村の方も来ることになっております。

・第2回運営会議

8月18日（火）9時から 柏崎市役所第二分館 302会議室

会長、職務代理者、農地・農政・情報会議代表者の5名の方は出席をお願いします。

・地域別農業委員会代表者研修会

8月21日（金）13時30分から 魚沼市役所

会長、職務代理者は出席をお願いいたします。

2 「田んぼ一枚転換運動」の推進について

15日にテレビや新聞で記者会見が行われ、この運動の呼びかけが行われました。チラシを付けてありますので、ご覧いただきたいと思います。主食用米の消費量の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により業務用米の需要が減少しており、米価の下落が心配されるため、田んぼ一枚を米粉用米等へ転換をしようという運動です。用途変更が8月末まで可能となりましたので、皆様周りの方へこの話をさせていただいて、推進運動へのお力添えをいただきたいということで、よろしくをお願いします。

3 「農業経営発展研修会」の開催について

8月19日から12月10日まで4回開催されます。県の担い手協議会が主催で、経

営改善支援としての研修会としての研修会を開催するという事です。皆様や周りの方々もご参加をいただければと思います。参加にあたりましては、担い手協議会の事務局が県農業会議にありますので、申し込みはそちらに直接お願いします。

4 「欠席・遅参の届」について

23 期まではこういった届を求めたことはなかったのですが、24 期を迎えるにあたり協議する中で、連絡もなく理由もわからず欠席といった事例があったため、責任を持って出席していただきたいということで届を出していただくことになりました。具合が悪い・都合が悪いという時に、理由を付してこの届を提出していただきたいと思います。8 月 3 日の推進委員さんの辞令交付式でも同じようにこの説明をしますので、皆様よろしくお願いします。

最後のページに、令和 2 年度農業委員会総会日程及び会場という書類を付けました。網掛けになっている部分は終わった総会で、8 月 31 日第 3 回からの日程と会場を確認ください。会議棟第 1 会議室とありますが、裏面に場所を案内させてもらっています。農業委員さんは総会には毎月末出席していただき、推進委員さんについては右の欄に推進委員招集とあって、年に何回か出席をしていただきます。

5 第 3 回農業委員会総会

8 月 31 日（月）15 時 30 分から 農業委員・推進委員 柏崎市役所本館 4 階 大会議室

引継ぎを兼ねた情報交換会を 23 期 24 期の農業委員さん推進委員さんにご案内をさせていただきます。本日皆様のお手元にお配りしましたが、23 期の退任された委員さんには郵送でお伝えするようにいたします。推進委員さんには 8 月 3 日にお渡しします。

今までの難儀したところや今後の懸案などを情報交換していただければと思います。事務局から、以上です。

議長

ただ今の事務局からの説明の中でご意見ご質問等ございましたら、発言をお願いします。

－「議長」との声あり－

No.5 安野 検一委員

農業会議のほうから転換運動の推進をお願いしますという文書が来たから総会に出したのでしょうけれど、安易にこれを出すことはないと思います。

いくら農業会議から来たとはいえ、このリーフレットを見ると、これは今回生産調整になるように、2 月 3 月に計画を出したわけですけど、国内で在庫が残りそうなので緊急

要請という形になっています。本来こういった感染症などの関係で残るのであれば、国なり大手のJAなりが買い支えることが一番大事です。

主食用の収入と米粉に転換した時の収入がさも同じような、もしくは多くなりますよという書き方をしていますが、簡単に緊急だから一枚二枚余計に転換に出しましたとはならない。産地交付金の欄に1万とか2万とか書いてありますが、よく見ると昔であれば多収性品種で12,000円が付いたのですが、今は複数年契約をしない限り12,000円は付きません。ということは協力しようとなると、今年度から3年間やらなければならない。一所懸命協力して生産調整した生産者が、今回は緊急だから3反やってあげようとしたら、その3反を来年も再来年もやらなければならない。そういうことをきちんと説明ができていないのに、緊急だけこれだけの収入が得られるような書き方をしているものを安易に推進することはないと思います。

それから販売収入の欄、ゆきん子舞が反収42,700円になると書いてありますが、米粉用の単価はそんなに高いものではないですから、そうそうこの金額にはならないと思います。

農業会議から来たものでも、出すのであれば中身をきちんとよく精査した上で出すべきだと思います。以上です。

霜田事務局長

申し訳ありません。常々農業会議のほうから文書が来ると、農業者の皆様へといわれる部分で情報はすぐ出すべきだという頭があり、内容をよく分からないで出していたということも確かです。申し訳ありませんでした。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様です。新任の委員さんについては、午前中からということで長時間1日かかりということで大変お疲れ様でした。今日も午前中まで雨が降っていて、ようやく日が照ってきたかなというところです。私は防除に出ているのですが、すでに1日中止となって日

にちがずれています。今日どうしてもやらないと今度は県外から来ている委託者が帰ってしまうのでこれ以上は伸ばせず、今日お昼前から作業して、多分今頃には終わったのではないかなと思います。カメムシ防除です。

うちは新之助等を作っていますが、近年あまり見ないほどのいもち病が発生し始めていて、これは大変なことになるかもというようなことが山際のほ場では見受けられます。平場ではまだそれほど問題にはなっていませんが、これだけ天候がぐずづついている日が続き、いもちなどもだいぶ付いているな、紋枯病も出てきているなという状態です。これから秋に向けてようやく日が照り始めると、今までの生育状態とはまただいぶ変わってくるかなと思います。今まで色が出てなかったから肥料を一所懸命撒いた分が、これから吸い始めて丈もまた伸びてくると、注意深く観察しなければと思っているところです。

7月に入ってから人・農地プランの話し合いが14会場を回りました。大規模農家さんも参加し、数名の小作者さんも来られ、私も何か所か出席して話を聞いてきました。市街地に近いところでは非農家さんとの関わりに苦労していたり、住宅地の中を流れている水路をどう管理していいか困っていたり、または鳥獣害対策や担い手のことなどの話をされてきました。来週になると24期の農地利用最適化推進委員の方が会長から委嘱されるわけですが、23期からスタートした推進委員制度は、なかなか活躍できる場がないままに3年過ぎました。24期は推進委員さんには活躍できる場を設定して、担当地区は100丁歩に一人くらいで設定されていますが、活躍していただきたいと思います。以上です。

閉会 午後2時25分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____